

災害時の文化財保護にかかわる行政と民間の役割について

佐藤 由紀男 ・ 菅野 文夫

はじめに

ここでは、東日本大震災の文化財被害に岩手県内で対応してきた民間団体である岩手歴史民俗ネットワークの活動内容を紹介するとともに、こうした災害時の文化財の保護活動にかかわる行政と民間（団体・個人とも）との関係性や役割分担、果たすべき責務について触れていく。（佐藤）

一、岩手歴史民俗ネットワークの活動

1、岩手歴史民俗ネットワークの発足

岩手歴史民俗ネットワークは、震災よりほぼ一ヶ月半を経過した四月二六日に発足した。構成団体は岩手県文化財愛護協会・岩手考古学会・岩手史学会・岩手民俗の会・蝦夷研究会の五団体で、同日開催された連絡会議で組織の概要を決定した。そのあらましを、その後の推移を含めて述べる、以下の通りである。

(一) 正式な名称は、岩手歴史民俗ネットワーク・東日本大震災対策プロジェクトである。冗漫な名称かもしれない

いが、従来は個別的な協力関係しかなかったこれらの団体が恒常的に協同できる場として「岩手歴史民俗ネットワーク」を設け、このネットワークの最初の共同作業として「東日本大震災対策プロジェクト」に取り組むという趣旨である。ただし、この間の活動のなかで自称・他称ともに「岩手ネット」あるいは「岩手歴史民俗ネット」の呼称が定着している（以下、岩手ネットと略記）。

(二) 発足段階で主要な活動を、被災文化財の状況把握・情報の共有、被災文化財救援活動への協力・支援などとした。これらの活動は岩手県教育委員会、県内の市町村教育委員会と連携しつつ行っていくことも確認された。ただ、先進的な他県の文化財ネットが精力的に被災文化財の救援活動を行うなかで、その経験も人的資源にも欠ける岩手ネットに何ができるか、当初からの課題であり、現在においてもまた然りである。

(三) 組織

- ① 前述の五団体だけでなく、各地域の歴史愛好家の団体、あるいは古文書を読む会などの参加を呼びかけることとしたが、実際にはこれは実現していない。
- ② 五団体からそれぞれ二名程度のメンバーをもって、連

絡会議を定期的に開催している。二〇一一年度はほぼ毎月一回の連絡会を開催した。なお、代表及川和哉（岩手県文化財愛護協会）、副代表熊谷常正（岩手考古学会）、事務局菅野文夫・佐藤由紀男（岩手史学会）、その他連絡会議のメンバーは、伊藤博幸（蝦夷研究会）、大石泰夫（岩手民俗の会）、兼平賢治（岩手史学会）、中田功一（岩手民俗の会）、樋口知志（蝦夷研究会）、菅田慶信（岩手史学会）、松本博明（岩手民俗の会）、八木光則（岩手考古学会）、安田隼人（岩手史学会）である（五十音順）。（菅野）

2、四月から八月の活動

以下の通りである。なお、(一) (二) (六) は岩手ネットの独自活動として連絡会議で取り組むことが決定されたもの、(三) (四) (五) は岩手ネットでの情報提供を通じて連絡会議および構成団体のメンバーが参加したものである。

(一) 文化財被害調査

本ネットの構成団体のひとつである岩手史学会は、四月一八日付で全会員に被害調査票を郵送し、文化財の被害状況の調査を行った。これにより貴重な情報も得られたものの、会員所在地の偏りもあり、全体としてみれば岩手県に

おける被災状況を知る上では不十分な結果に終わったことは否めない。

そこで岩手ネット発足後の最初の作業として、五月の第二週に、県内各市町村教育委員会宛に調査票を郵送して被害状況の提供を依頼した。多くの回答が寄せられ、文化財被害の状況がある程度掌握できた。その結果、震災被害が甚大な自治体であればあるほどに、文化財被害の状況が未解明であることもかえって浮き彫りになった。郵送等による被害調査に限界があること、現地調査が必要であることが痛感された。3に述べる大槌町での調査が計画された所以である。なお、市町村教育委員会への同様の調査は岩手県教育委員会によつてすでに実施されており、市町村教育委員会へは二度手間をとらせてしまったことも反省点である。

(二) 救出活動

先述の通り、岩手ネットとしては独自の文化財救出活動を実施する十分な体制はなかったが、六月五日に三人のメンバーが陸前高田市立図書館におもむき、被災図書類の救出活動を行った。これらの図書類は、近世の漢籍、明治時代の教科書、市史編纂関係のものと思われる資料（古文書や公文書のコピー）、昭和初期の公文書などで、段ボール

二〇箱ほど、約一〇〇〇冊である。同日盛岡大学へ搬入し、六月一八日に岩手ネットのメンバーにより陰干し、砂落としなどの作業を行った。

(三) 岩手県立博物館の被災文化財修復活動への協力

岩手県立博物館は、(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センターとともに、岩手県における被災文化財救出、修復事業の中心となつている。古文書等の資料については、震災直後より陸前高田市立図書館架蔵の「吉田家文書」をはじめ、多くの被災文化財が搬入され、現在に至るまで修復作業が続けられている。

とくに四月初頭搬入直後の古文書類は、津波被害のために海水につかり泥にまみれており、放置すれば気温の上昇によるカビの被害の増大が懸念され、相当の人数を投入し短期間で洗浄することが必要だった。そこで岩手大学・盛岡大学の教員が中心になり、両大学の学生に呼びかけ、これに応じた多くの学生が四月中旬より五月の連休明けまでのほぼ一ヶ月間、洗浄作業に協力した。なお、このときの岩手大・盛岡大教員が、岩手ネット発足後はその中核部分となつている。

その後も、岩手ネットのメンバーで歴史学・宗教学・考古学を専門とするもの数名が、同館での近世資料の修復作

業に恒常的に参加して現在に至っている。

(四) 他団体の救出活動への参加

六月初旬の国文学研究資料館による釜石市役所行政文書の救出活動に、七月二日の釜石市・岩手県立博物館による釜石第一中学校収蔵資料の救出活動などに、岩手ネット連絡会議のメンバーが参加している。

(五) 岩手史学会大会

岩手ネットの構成団体である岩手史学会は、七月一七日(日)の本年度大会(於アイーナ(岩手県民情報センター)七階・岩手県立大学アイーナキャンパス)で、例年の研究発表会に代えて緊急報告会「震災と文化財」を開催した。

(六) 岩手県復興計画案へのパブリックコメントの提出

岩手県は六月付で『岩手県東日本大震災津波復興計画復興基本計画(案)』を発表し、七月末日までの期間、これに対するパブリックコメントを募集した。岩手ネットでは連絡会議でこれを検討し、七月二八日付でこれへの意見書を県に提出した。(菅野)

3、岩手県大槌町の文化財被害調査

岩手ネットでは六月以降四回の連絡会議での準備を経て、九月～一月にかけて大槌町において、同町教育委員会との連携のもとに、文化財被害調査を実施した。その結果は「岩手県上閉伊郡大槌町被災文化財確認調査報告書」(岩手ネット二〇一一)としてまとめている。紙幅の関係上、ここでは調査結果は報告書にゆずり、調査の方法と経過のみを記す。

(一) 調査の方法

① 調査準備

A 調査方法の参考事例

震災時における文化財等の救援・調査方法は、すでに相当の経験の蓄積があるが、今回はNPO法人宮城歴史資料保全ネットワークの方法を主に参考として、被災地における悉皆調査と、その事前準備である被災地内の文化財等の所蔵者及び所在地特定のための文献調査を実施した。

B 調査地の区分

大槌町の地区名に沿い、浪板・吉里吉里・赤浜・安渡・町方・小鎚・大槌・金沢の八地区に区分した。そして、直接的な被災域である浪板・吉里吉里・赤浜・安渡・町方地区と大槌・小鎚地区の一部(安渡地区、町方地区に近接し

ている地域)を調査対象とした。

C 文献調査

東日本大震災では、大槌町においても多くの文化財が被災した。県町指定・未指定に係わらず、それらの救援と応急処置が望まれたわけだが、町内に所在する文化財の全体の及び個別的な記録は必ずしも整っているわけではなかった。そこで、大槌町史編纂委員会「大槌町史」上巻(大槌町役場一九六六)等の文献をもとに文化財を悉皆的に抽出し、これと「ゼンリンの住宅地図大槌町」等を照合することで、所蔵者及び所在地特定の概要把握を行った。

② 悉皆調査(フィールドワーク)

悉皆調査は、上述の文献調査をもとに作成した「大槌町歴史資料所在確認地図」を参考として個別確認を行い、文献調査の結果と個別確認の結果を「大槌町被災歴史資料所在確認調査票」に記入するとともに、現況の写真撮影を行うという方法で実施した。ただし、文献調査で特定した所蔵者及び所在地は、あくまでも概容把握に過ぎず、必ずしも正確なものではない。そのため、悉皆調査時に周辺住民への聞き取りを行い、その特定に努めることにした。

③ 調査票の整理と報告書の作成

調査参加者の各人が作成した調査票は事務局で語句などの統一を行った後、大槌町教育委員会において基礎資料と

して保管することにした。また調査票を基に「岩手県上閉伊郡大槌町被災文化財確認調査報告書」を作成・刊行することにした。

(二) 調査の体制と経過

① 調査体制

岩手ネットの独自活動として実施したが、遠来より越しの方々を含め、岩手ネット構成団体以外のみなさまのご協力を得ることができた。さらに岩手大学学生の参加を得た。また現地では大槌町文化財審議委員の方々よりさまざまなご教示を賜った。この場をかりて御礼申し上げます。

② 調査経過

〈九月一日・二日〉吉里吉里地区、浪板地区の調査を実施した。

〈二〇月一九日・二〇日〉前回の調査で被災を確認した吉里吉里地区の前川家資料の陰干し、簡易クリーニング、写真撮影、分類を吉里吉里地区体育館で実施した。前川家資料の内、古文書は二〇日に盛岡市に搬出し、処理のために岩手県立博物館に搬入した。

〈一〇月二九日・三〇日〉前回に引き続き前川家資料の陰干しと写真撮影を吉里吉里地区体育館で実施した。掛け

軸の一部は三〇日に盛岡市に搬出し、古文書と同様、処理のために岩手県立博物館に搬入した。また赤浜地区・安渡地区と町方地区の調査を実施した。

（二月五日・六日）町方地区の調査を継続するとともに、大槌地区の調査と吉里吉里・赤浜地区の補足調査を実施した。

（二月一〇日）町方地区、安渡地区の補足調査と台野家文書に関する調査を実施した。今回の調査で大槌町内の直接的な被災範囲とその近接地の現況確認が終了した。（菅野）

二、文化財保護にかかわる行政と民間の役割

執筆者の一人である佐藤は現在の職場に赴任する前は、大規模地震の発生が予測されている東海地方の市で博物館や文化財保護部に勤務していた。特に赴任直前の一年間は文化財保護グループの責任者として、文化財全般の保護を担当する立場であった。今回は民間団体の事務局として微力ながらも文化財の保護にかかわった訳であり、行政と民間の両者に関与した者として、今回の活動を行いながら痛感したことの幾つかを述べてみたい。なお、こうした活動に関する課題や問題点はすでに幾人かの方が執筆されて

いるが、新潟大学の矢田俊文氏が秋田県公文書館研究紀要第一八号掲載論文で極めて適切な指摘をされている（矢田二〇一二）。秋田県公文書館のホームページで公開されているので、参照していただきたい。また、氏の指摘と重複する部分は紙幅の関係上、できるだけ省略して述べていくことにする。

1、市町村の文化財保護行政における災害時の対応

文化財行政担当者であった時から一貫している私の考え方は、災害時における文化財保護活動の中心は市町村の文化財保護部局であり、岩手ネットのような民間の文化財関連団体の活動は、市町村と連携し、協力もしくは提言する立場であるという点である。今回の大槌町での岩手ネットの活動も、町教育委員会と連携して行ったものであり、その活動内容を教育委員会の文化財担当者は常に把握をしてきた。

今回の大震災時には、岩手県教育委員会が中心となり、県立博物館、（財）県埋蔵文化財センター、比較的被害の少なかった内陸部の市町村教育委員会の文化財担当者の協力を得て、被災した沿岸部各市町村の埋蔵文化財（遺物と記録類）や壊滅的被害を受けた陸前高田市立博物館・図書館の資料（県指定の吉田家文書を含む）の救出がなされ、

保存のための処理も進んでいる。これは文化財保護行政のネットワークが生かされた好例である。また、岩手ネットが関与した前川家資料も岩手県立博物館に搬入させていたのだが、これは、町教育委員会から県教育委員会への依頼文書により成されている。未指定文化財の処理についても文化財保護行政のネットワークが生かされているのである。ただし、現実的に都道府県の文化財保護部局が災害時に直接対応できる文化財は、公共施設である博物館や図書館などの所蔵品や行政が管理している埋蔵文化財、そして国・都道府県の指定・選定・登録の文化財にすぎない。市町村の指定文化財については、それぞれの都道府県の事情次第であろうし、いわゆる未指定の文化財については、ほぼ不可能である。市町村指定文化財の保護を市町村が担うのは当然として、未指定の文化財の保護も、地域住民と密接な関係を構築している市町村の文化財保護部局にしか担えない部分である。また、国や都道府県指定・選定・登録の文化財についても日常的に所有者等と接しているのは市町村の文化財担当者であり、こうした文化財の災害時の対応にも市町村の文化財保護部局が果たすべき役割は大きい。

しかし、市町村の職員の多くは災害時には対策要員として動員されることが通例であり、避難所などの担当者を選

任された場合にはそれは長期間に及ぶ。かつての私も対策要員としての派遣先が決まっていたが、文化財全般の保護を担当するようになった期間は、それを免除していただき、文化財保護の窓口を確保していた。兼務であっても構わないので、災害時の文化財保護の窓口確保は、市町村の文化財保護部局が必ずしなければいけないことである。この窓口がきちんと確保されていないと、文化財保護にかかわる民間団体が活動を行う場合にも、地元市町村との連携がなされず、文化財の所有者・管理者との個別な関係でしか、活動が行えなくなってしまう。また、市町村が長年にわたり蓄積してきた文化財にかかわる情報が共有されない事態に陥り、その活動にも大きな支障が生じることになる。それは都道府県の文化財保護部局の活動や文化庁が国立文化財機構や文化財・美術の関係団体に設置を要請した「救援委員会」（平成二三年三月三〇日付、文化庁次長決定「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）実施要項」）の活動においても同様である。また、こうした諸団体の活動を遅延させる要因にもなってしまう。

2、未指定文化財の保護と悉皆調査

市町村の文化財保護部局の日常業務の中心は、埋蔵文化

財と指定・選定・登録文化財にかかわることではあるが、一部の自治体にみられる未指定の文化財は文化財保護行政の対象外とする風潮は改めなければならない。

例えば、文化財保護法第二条一による有形文化財の規定は「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下省略）」である。そして第二十七条で「文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる」と規定している。また第三条では政府及び地方公共団体の任務として「文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」としている。地方公共団体の文化財保護条例における文化財の規定も、保護法の規定に準拠している。「歴史上または芸術上価値の高い」とする規定に曖昧な部分があることは否めないものの、文化財保護行政の対象はすべての文化財であり、指定・選定・登録された一部の文化財に限定すべきものではないことは明白である。

前述のように岩手史学会や岩手ネットでは東日本大震災による被災文化財の実態把握に努めたが、未指定の文化財

の様相はほとんど分からなかった。そうしたこともあったため、大槌町を対象とした悉皆調査を実施して、その情報を町に提供するとともに、被災文化財把握のモデルケースとすることにした訳である。未指定の文化財も文化財保護行政の対象であるから、当然その実態を把握する責務は行政にある。しかし、実際にはなされていないことが通例である（私自身、行政の文化財担当者であった時には悉皆調査までは想定していなかった）から、今回のような災害時に文化財保護部局は文化財の被災の有無すら把握できなくなってしまう。そうした中でも、いわゆるレスキュー活動は行われるが、それは個別の対応であり、文化財総体に対する計画的な対応ができないため、文化財保護行政としては極めて不備な結果になってしまう。市町村の文化財保護部局は、平時に文化財の悉皆調査などを実施し、その現状を把握しておかなければならない。埋蔵文化財包蔵地は文化財保護法第五十五条でその周知が規定され、分布調査などが実施されているが、同様の調査は文化財全般で必要である。

市町村の文化財部局の中には、文化財ボランティアの養成を目的とする講座を以前から開催しているところがある。佐藤も先般、静岡県浜松市のこうした講座に講師として招かれ、岩手県の現状や岩手ネットの活動、そして平時

における文化財の悉皆調査の必要性を話させていただいた。出席者の人数も多くて市民の関心は高く、また終了後に一部の受講生と短時間ではあるが懇談した時にも、積極的な姿勢がうかがえたので、こうしたボランティアの方々の協力を得て悉皆調査を実施することは十分可能であるという印象を持った。実際、浜松市では石造文化財の悉皆調査を、市民ボランティアの協力を得て実施したことがある。

岩手ネットが行った悉皆調査では、教育委員会と連携するとともに町文化財保護審議会委員など、町内の文化財に詳しい方の協力を得ることができた。また、訪問先の方々からも文化財に関する多くのご教示をいただき、大変感謝している。またそれは、文化財に対する関心が決して低くないことを示している。

市町村の文化財担当者は多忙であるが、研究者や有識者の方々、そして多くの市民ボランティアの協力を得れば、こうした調査は可能であると思っている。特に市民ボランティアの参加は、文化財保護思想の普及という点でも重要である。また、市町村史(誌)の編纂事業と関係して実施するのも一つの方法であろう。(佐藤)

おわりに

東日本大震災から一年以上が経過し、文化財に関する現実的な大きな課題一つは、被災地からレスキューした資料の現地への返還の仕方である。被災した施設や個人宅が復旧している訳ではないが、資料は現地で保管され、文化財保護法が記すように、「文化の向上発展の基礎をなすもの」として活用されることが望ましいのは言うまでも無い。難しい問題であるが、そのための方策と実現の道筋を考えることが求められている。

岩手県の個別の課題としては、未設置である文書館・公文書館の設立がある。過去の文書類のみならず、今回の震災関係の行政文書の保存と公開にも不可欠な施設である。この点は岩手史学会としても東北史学会と連名の要望書を準備中である。

なお、二〇一二年三月には千葉県で「千葉歴史・自然資料救済ネットワーク(千葉資料救済ネット)」が発足し、静岡県でも「静岡県文化財等救済ネットワーク」が発足した。千葉資料救済ネットは千葉大学や国立歴史民俗博物館、千葉歴史学会などが中心となって発足したが、静岡県のネットワークは静岡県教育委員会文化財保護課が中心に

なって発足した組織であり、図書館、埋蔵文化財センター、博物館関係団体、文化財建造物監理士団体、市町村の文化財保護部局、大学の歴史・美術系研究室、文化財関係NPO法人などが加盟済みであり、現在加盟団体を募集している。歴史学や民俗学・考古学の研究団体も加盟するであろう。都道府県の文化財保護部局の災害対応の一つのモデルケースとして注目したい。詳細は静岡県教育委員会文化財保護課のホームページに掲載されているので、ぜひ参照していただきたい。(佐藤)

参考文献

- 岩手歴史民俗ネットワーク二〇一二『岩手県上閉伊郡大槌町被災文化財確認調査報告書』
矢田俊文二〇一二『地域災害・水害と文化財・歴史資料レスキュー』『秋田県公文書館研究紀要』第十八号 一〇十六頁

※一、岩手歴史民俗ネットワークの活動として掲載した部分は、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会に提出した活動報告書の転載である。